

社会保険等未加入対策に関するQ & A

問1 発注者として社会保険等の加入対策に取り組んでいるのはなぜか。

岩手県では、建設業者の社会保険等加入対策については、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることを目的に取り組んでいます。

また、発注者としては法定福利費を適正に負担する建設業者のために、公平で健全な競争環境を構築することが重要であると考えています。

問2 社会保険等未加入建設業者とは何か。

社会保険等未加入建設業者とは、法令に基づいて企業に加入が義務付けられている健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各保険（社会保険等）に未加入の建設業許可を有する建設業者を指します。

問3 社会保険等加入状況はどうやって確認するのか。

施工体制台帳や再下請負通知書で確認します。健康保険、厚生年金保険、雇用保険のうち、いずれか1つでも「未加入」であれば、社会保険等未加入建設業者となります。

「未加入」と「適用除外」の記載間違いに注意してください。

問4 社会保険等に加入しなければならない対象は？

原則対象となるのは、以下のとおりです。

健康保険及び厚生年金保険…全ての法人事業所、常時5人以上の従業員がいる個人事業所

雇用保険…労働者を一人以上雇用する事業所

※事業所により異なる場合があるため、詳細は所管行政庁（年金事務所又はハローワーク）にお問い合わせください。

問5 測量・設計業や警備を請け負う者も対象か。

建設業許可を持ち、建設工事の請け負う者として下請負人となった方が取組の対象です。

測量、資材運搬、警備等については対象としていませんが、法令に基づき適切な保険に加入してください。

問6 一人親方も社会保険に加入しなければならないのか。

個人事業主としての一人親方であれば、個人で「国民健康保険」「国民年金」に加入することになります。基本的に健康保険（協会けんぽ）、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務はありません。

※詳細な要件については、年金事務所又はハローワーク等にお問い合わせください。

問7 加入義務のない者も加入していなければ下請負人になれないのか。

加入義務のない方に加入を求めているものではありません。

加入義務がない保険については「適用除外」となります。3つ全てが「加入」か「適用除外」であれば、下請負人になれます。

下請契約の相手とできないのは、一つでも「未加入」の記載がある場合です。

問8 「未加入」と「適用除外」は違うのか。

「未加入」とは、社会保険等の加入届出の義務がありながらそれを履行していない場合となります。

社会保険等の加入届出の義務のない者は「適用除外」とし、社会保険等未加入建設業者となりません。

建設国保（中央建設国保組合等）に加入し、協会けんぽの適用除外承認を受けている場合は、健康保険は「適用除外」となります。

問9 従業員4人以下の個人事業主なのだが、法人化して厚生年金等に切り替えなければならないのか。元請から法人化して社会保険に加入しろと言われている。

従業員4人以下の個人事業主であれば、健康保険と厚生年金保険は「適用除外」となり、雇用保険へ加入していれば、社会保険等未加入とはなりません。

適用除外の方を無理に加入させる取組ではなく、法人化して加入するといったことを行う必要はありません。

問10 「適用除外」の項目があっても下請負人になれるのか。

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の3つ全てが「加入」又は「適用除外」になっている場合は、下請負人になれます。

1つでも未加入であれば、社会保険等未加入建設業者と扱います。

問11 建設業許可を持っていない場合、この取組の対象外ということか。

建設業許可を持たない方については、取組の対象外となります。

ただし、法令に基づき適切な保険に加入してください。

問 12 加入を確認する資料は何を提出すればよいか。

確認資料の例として、以下のものがあります。

- (1) 健康保険・厚生年金保険
 - ・「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」
 - ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
 - ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）
- (2) 雇用保険
 - ・「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」
 - ・「雇用保険適用事業所設置届」（公共職業安定所の受付印のあるもの）

問 13 予定している下請業者が社会保険等未加入で、加入手続中の場合は、どうなるか。

加入手続中であることが分かる書類（届出書の写し等）を提出してください。

問 14 工期中に、社会保険等未加入建設業者との下請契約を破棄し、別の建設業者（社会保険等加入手続済）と契約した場合、ペナルティはあるか。

社会保険等未加入建設業者と契約した期間があるため、ペナルティの対象となる場合があります。

問 15 「理由書」や「確認書類」が指定の期間内に提出できなかった場合は、どうなるか。

特別の事情を有すると認められない場合と同様の取扱いとなり、ペナルティの対象となります。

問 16 施工体制台帳確認後に「適用除外」となった場合や、建設業の許可の廃業届を提出し、建設業許可業者でなくなった場合は、どのように取り扱うか。

下請契約時点では社会保険等未加入建設業者と契約を結んだことになるため、ペナルティの対象となる場合があります。

問 17 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の被保険者でない者は全て県営建設工場の現場から排除されるということか。一人親方や作業員は、社会保険等に加入していないと現場に入れないと聞いたが。

今回の取組は、社会保険等の法令に基づき事業所として社会保険等未加入の建設業者との下請契約を原則禁止するというものですので、現場入場を認めないという取組ではありません。

すなわち、法令により適用除外となる者（一人親方等）や加入企業に所属する（個人負担保険料未納の）作業員を個別に排除するものではありません。

※県から現場入場を認めないという指導は行いませんが、国土交通省が策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、現場入場の取扱いについて記載がありますので、適切に対応をお願いします。

問 18 特別な事情を有する場合は未加入業者であっても下請契約できると聞いたがどのような場合か。

その業者でなければ施工できない特殊な工事や、災害に伴う応急工事を緊急に行う場合等が想定されます（マニュアル6による。）。

問 19 平成30年4月1日以前から施工していた工事についても、社会保険等未加入建設業者は下請負人にできないのか。

今回の取組は、平成30年4月1日以降に入札公告を行った工事が対象となりますので、上記の場合は対象となりません。

4月1日以降に変更契約を行った工事についても対象となりません。